

運輸安全マネジメントに関する取り組み

令和7年1月6日

山南観光バス有限会社

代表取締役 藤本 佳己

安全マネジメントに関する基本理念

- 「輸送の安全確保が最重要事項」の思想を社内外に植え付ける
- 基本理念を具現化する為に、よい人間関係が質の良い運行・サービス・職場環境を生み出せるよう「人づくり」を重視する
- 事故を未然に防ぐ為に健康管理の取り組みを推進する
- 関係法令遵守・安心安全の為に日々改善

令和7年安全目標

※令和7年安全目標は人身・物損事故0件継続！！

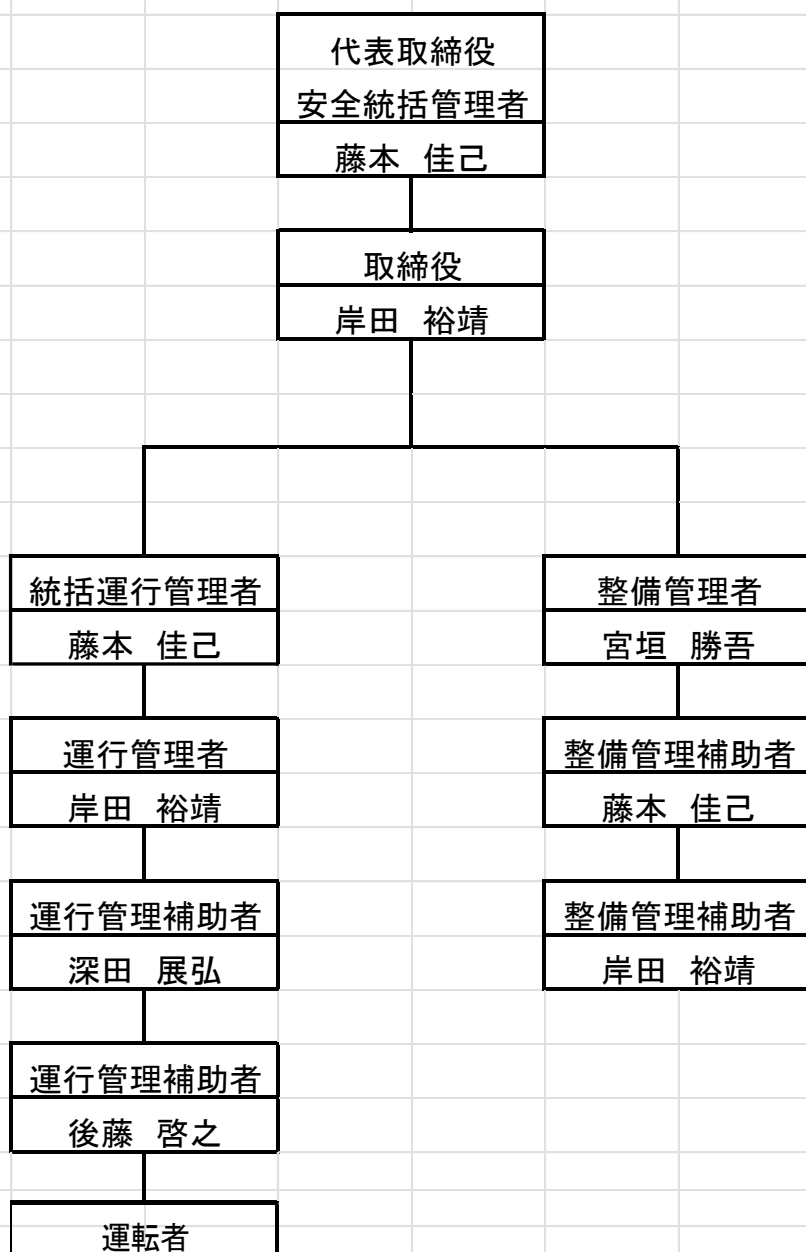
横断歩道 歩行者優先宣言！！

- 令和6年の結果は安全目標の人身・物損事故0件達成！！
- 令和5年の結果は安全目標の人身・物損事故0件達成！！
- 令和4年の結果は安全目標の人身・物損事故0件達成！！
- 令和3年の結果は安全目標の人身・物損事故0件達成！！
- 令和2年の結果は安全目標の人身・物損事故0件達成！！
- 平成31年の結果は安全目標の人身・物損事故0件達成！！
- 平成30年結果
人身事故0件 物損事故2件(交差点付近でのミラーの接触)
(SA内でのバック時に左角後部接触)

輸送の安全に関する行動計画

- 道路交通事故防止の為に入出庫時点呼、健康診断を確実に実施する
- ドラレコの映像を元に事故やヒヤリ・ハットの発生状況、現場からの改善提案、お客さまからのご意見・ご要望などを積極的に共有し、それら課題の改善・解決に直結するものとする
- 全ての社員・乗務員に対し、必要な能力の習得及び技能の維持のための教育訓練を計画的に実施するとともに、実施後は定期的に振り返り、見直しを行う
- 車両の事故や故障を未然に防ぐ為に、自動車点検基準に従って日常点検、定期点検を確実に実施する
- 適材適所の配車
- 労働・運転時間の法令順守
- 車両の入替（程度の良い車両があれば）
- 若い運転手の採用

山南観光バス有限公司 組織体制・指揮命令系統図



2025年度運転者教育計画・安全教育表		山南観光バス(有)
月	教育項目	教育細目・安全計画
4	○事業用自動車を運転する場合の心構え	・当事業は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命を認識させる。 ・事業用自動車による交通事故の統計を説明するなどして社会的影響を理解させる。 ・すべての車両にデジタコが必須
5	○事業用自動車運行の安全と旅客の安全確保	・運転者が遵守すべき事項（貸切バスの運転者にあつては、運行指示書の遵守を含む。）を理解させる。 ・日常点検不備による事故や、交通事故による事業者、運転者への処分、加害者や被害者への心理的影響の大きさ、法律遵守の重要性などを理解させる。 ※厳正な点呼の執行
6	○事業用自動車の構造上の特性	・自らの運転する事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差、指導距離を確認させ、構造上の特性が車両によって異なることを理解させる。 坂道での適切な運転操作。 ・各車両に取り付けてある非常用信号用具、消火器の備えつけ場所使用方法的の確認 ※厳正な点呼の執行
7	○乗車中の旅客の安全を確保	・加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明し、急な操作を可能な限り避けることの必要性を理解させる。 ・シートベルトが備えられた座席においてはシートベルトの着用を徹底させること等乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。出発前に目視での確認
8	○乗降時の旅客の安全確保 ○ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	・旅客が乗降するときには旅客の状況に注意して当該装置を適切に操作することと必要性を理解させる。 ・ヒヤリハット体験の報告があつた時のドラレコのデーターに基づいた必要な指導 ※乗務員全体教育
9	○運行路線・経路、営業区域における道路及び交通の状況	・交通事故の事例又はヒヤリ・ハット体験と認識した事例を説明すること等により運転者に理解させる。 ・危険箇所の情報を踏まえた運転指導
10	○危険の予測と回避、緊急時における対応	・強風、豪雪等の悪天候が運転に与える影響への理解 ・危険予測、回避のため指差呼称を行う習慣を体得させる ・事故発生時、災害発生時その他の緊急時における対応方法について事例を説明する事等により理解させる。
11	○運転者の運転適性に応じた安全運転 ○ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	ITP（デジタコソフト）の運行コンシェルジュの診断を用いて運転者の特性判断の材料とする。 ※厳正な点呼の執行
12	○交通事故に関わる運転者の心理的・生理的要因と対処法	・睡眠不足、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気が事故を引き起こす恐れがあることを理解させる ・4月1日施行の新改善基準告示に基づく勤務時間、乗務時間を理解させる
1	○健康管理の重要性	・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等にも基づいて心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる ※新年の安全方針・目標の策定
2	○安全装置を備えるバスの運転方法	・安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運転する場合は、装置の機能への過信や誤った使用方法が事故の要因になる恐れがあることを説明すること等により、適切な運転方法を理解させる（貸切バスのみが対象となっていた項目を全旅客自動車対象に戻す）
3	○次年度に向けて話し合い	※年間計画（社長・運行管理者・整備管理者）
※『バス運転教本』をマニュアルに使用する		

山南観光バス有限公司									
内部監査チェックリスト（安全管理体制の有効性の確認）									
監査結果：◎優　△改善の機会　▲不									
運行管理者による社長（安全統括管理者）の責務に対するチェック									
チェック内容					結果	チェック内容に対する所見			
○自社の一般貸切旅客自動車運送事業の 現状、今後の方向性について					△	現状をしっかりと把握されており、今年は若いドライバーの採用を考えている。また、車両の入替を考えているが、その車両も中古車であることから経営的には楽ではないと見受ける。今後は新車への入替を期待する。			
(安全管理体制・人材や車両について)									
○社長自らの関係法令遵守や安全最優先の原則の社内周知状況					◎				
○関係法令等遵守や安全最優先の原則周知が対外的周知状況					◎				
○社長の重大事故等への対応体制の整備にあたっての関与・指示の状況					◎				
○社長自らによる安全目標の作成関与・指示の状況					◎				
○その安全目標達成のための取組について出来ているか					◎	早期デジタコグラフの導入			
○昨年度の安全目標達成状況					◎	昨年度も物損・人身事故0を達成			
○今後の安全投資について					△	若いドライバーを採用するのであれば、その運転手が長い間働けるように新型の車両購入を期待したい			
代表取締役　藤本佳己								日付	2025年1月7日
運行管理者　岸田裕靖								場所	山南観光バス事務所

平成25年10月1日

近畿運輸局長 殿
(国土交通大臣 太田昭宏 殿)

兵庫県丹波市山南町村森 657-1
有限会社 山南観光
代表取締役 藤本佳己



安全統括管理者選任届出書

このたび、安全統括管理者を選任したので、道路運送法第22条の2第5項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 兵庫県丹波市山南町村森 657-1
有限会社 山南観光
代表取締役 藤本佳己
- 2 選任した安全統括管理者の氏名及び生年月日
藤本佳己 生年月日：昭和29年5月16日生
- 3 選任した年月日
平成25年10月1日

添付書類 選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を備えることを証する書類



次の者は当社の社員であり、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件を備える者であることを証します。

兵庫県丹波市山南町村森 657-1
有限会社 山南観光
代表取締役 藤本 佳己



選任した安全統括管理者：藤本 佳己

社内での役職：代表取締役

安全統括管理者に選任した藤本佳己は次の業務に通算して三年以上従事の実験を有しています。

☐	イ. 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
☐	ロ. 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
☐	ハ. イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務

(該当するものに○をつける)

部署	主な業務	在職期間
本社	代表取締役・統括責任者	昭和58年4月9日～現在
		～

平成 25 年 10 月 / 日

近畿運輸局長 殿
(国土交通大臣 太田昭宏 殿)

兵庫県丹波市山南町村森 657-1
有限会社 山南観光
代表取締役 藤本佳己



安全管理規程設定届出書

このたび、安全管理規程を設定したので、道路運送法第22条の2第1項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の3の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 有限会社 山南観光 代表取締役 藤本 佳己
兵庫県丹波市山南町村森 657-1
- 2 実施予定日：平成25年10月1日

添付書類 1 設定した安全管理規程



山南観光バス有限会社 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）
第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、
もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に

実施すること。

- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 統括支店長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内支店長を統括し、指導監督を行う。
- 3 支店長は、統括支店長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、支店内各課を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者

を解任する。

一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

平成25年4月1日 施行